

第6章 国際事務局に対する手続

第1節 手続の原則

1. 手続の原則

(1) 国際事務局に対する手続には、国際事務局が定めた様式を使う手続と、様式化されていない手続があります。

様式化されていない手続としては、代理人の選任の記録の取消し請求等があります。様式化されていない手続を行う場合には、提出する書簡に国際登録を特定する記載とその内容を記載しなければなりません。

(注)【MM2】の願書は、必ず本国官庁へ提出しなければなりません。それ以外の手続様式(【MM4】、【MM5】、【MM11】)を含む。概要は第4章第4節～8節を参照)については全て直接国際事務局へ提出することができます。他のMM様式や様式化されていない請求の概要は、本章の第3節を参照してください。

(2) また、上記のほか、WIPOが提供するオンライン・ツールeMadridにより、国際事務局に対し各種申請を行うことができます。

< eMadrid > <https://www.wipo.int/web/emadrid/>

※2024年4月時点で、事後指定、国際登録の存続期間の更新、名義人の変更の記録の申請、商品役務の一覧表の減縮に関する記録の申請、放棄の記録に関する申請、国際登録の取消の記録に関する申請、代理人の選任・選任の記録の取消・代理人の名称等の変更の申請、名義人の名称・住所等の変更の記録の申請、記録の更正の請求をeMadridにより行うことができます。

2. 手続の言語

出願人(名義人)から国際事務局に対して行う手続は、国際登録出願の願書で使用した言語により行います。

3. 署名

出願人(名義人)が署名します。代理人が提出する場合は代理人が署名します。

4. 国際事務局への提出方法及び提出先

国際事務局が定めた様式を用いた手続または書簡を作成して提出する手続の場合は、WIPOホームページのドキュメント・アップロード・サービスから、電子データのアップロードにより書類を送信して下さい。

< Madrid System Document Upload > <https://www3.wipo.int/madrid/document-upload/>

同サービスを利用して提出した場合は、受領した旨が送信者に通知されます。また、国際事務局へ書類を送信した後は、WIPO が提供するオンライン・ツール Madrid Monitor の realtime search (https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/index.jsp?link=realtime_search)により、国際事務局での処理のステータスを確認することができます。

第2節 国際事務局への手数料の納付

1. 国際事務局への手数料の納付

(1) 手続を行う者が支払う手数料

手続を行う者は、第5章 第2節及び下記第3節に記載した額を国際事務局にあらかじめスイスフランにより納付します。

(2) 国際事務局からの指令に基づき支払う手数料

国際事務局からの「商品及びサービスの分類に関する欠陥通報」にある提案を受け入れることにより、追加の手数料が発生することがあります。

[規則12(7)]

2. 国際事務局の銀行口座

振込先銀行名： Credit Suisse

銀行の所在地： CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND

受取人の名称： WIPO

受取人の住所： 34, chemin des Colombettes, CH-1211 Geneva 20 Switzerland

口座の番号： CH51 0483 5048 7080 8100 0

SWIFT/BIC code³: CRESCHZZ80A

³ SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code: 銀行間通信用コード

第3節 国際事務局に対する主な手続

以下の手続は国際事務局に直接行う手続であり、本国官庁(日本国特許庁)を経由して手続を行うことはできません。

各様式は、下記のWIPOホームページから入手できます。また、各手続の詳細や様式への入力方法については、同ホームページに掲載されている「Notes on filing forms」をご参照ください。(<https://www.wipo.int/madrid/en/forms/>)

1. 商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請【MM6】

(1) 手続

指定締約国(一部又は全部)に対する商品及び役務の一部を減縮する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 177スイスフラン

(3) 効果

指定締約国(一部又は全部)に対して商品及び役務を減縮することができるため、指定締約国から発出された、「暫定的拒絶の通報」に対する応答とすることができます。

(ただし、米国等の一部の指定締約国については、「商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請(MM6)」を国際事務局に提出するだけでなく、指定締約国に対して直接応答することが推奨されています。)

※各指定国における手続概要は下記サイトから入手可能です。

Madrid Member Profiles Databases

(<https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/selectmember>)

(4) 注意点

一通の申請書で、複数の国際登録に関する一種類の減縮のみ記録を請求することができます(ただし、それらの複数の国際登録について、名義人が同一人であること、及び、全ての締約国又は同一の締約国に同一の減縮が適用されることを条件とします)。減縮が一部の締約国について異なる場合は、別の申請書により減縮の記録を申請しなければなりません。

2. 放棄の記録に関する申請【MM7】

(1) 手続

一部の指定締約国(全指定締約国は認められない)に対する商品及び役務の全部を放棄する場合に申請します(指定商品及び役務の一部放棄は認められません)。

国際事務局は、当該申請を国際登録簿に記録し、効力を及ぼす指定締約国へ通報します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 免除

(3) 効果

一部の指定締約国に対する商品及び役務の全部が放棄されます。なお、保護を放棄した国を再び事後指定することも可能です。また、一部の指定締約国に対して全ての指定商品及び役務を放棄することは可能ですが、全ての指定締約国について指定商品及び役務を放棄することはできません。全ての指定締約国において国際登録を無効にすることは下記のMM8により行うことができます。

(4) 注意点

一通の申請書で、名義人が同一人である複数の国際登録に関する放棄の記録を請求することができます(ただし、全ての国際登録について、放棄する指定締約国が同一であることを条件とします)。

3. 国際登録の取消の記録に関する申請【MM8】

(1) 手続

全ての指定締約国(一部は認められない)に対する商品及び役務の一部又は全部を取消す場合に申請します。

国際事務局は、当該申請を国際登録簿に記録し、全ての指定国官庁へ通報します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 免除

(3) 効果

全ての商品及び役務を取り消すと、国際登録は国際登録簿から抹消されます。

なお、国際登録簿から抹消された場合は、事後指定を行うことはできません。

また、一部取消の場合も、取消した商品及び役務を再び事後指定することは認められません。

(4) 注意点

全部取消(第3欄(a))の請求である場合には、名義人が同一であることを条件として複数の国際登録について一通の申請書により請求することができます。一方、一部取消(第3欄(b))の請求である場合には、一通の申請書により、一件の国際登録に関する取消のみ請求することができます。

○MM6、MM7、MM8の手続の相違点

使用様式	手続	指定締約国	指定商品及び役務	国際登録簿への効果	事後指定の可否
MM6	減縮	一部又は全部	一部	残存	可
MM7	放棄	一部のみ	全部のみ	残存	可
MM8	取消	全部のみ	一部又は全部	抹消	否

4. 名義人の氏名(名称)、住所(居所)、法人の法的性質の変更の記録に関する申請【MM9】

(1) 手続

名義人の氏名(名称)又は住所(居所)、出願人が法人である場合には法人の法的性質、法人が設立された国を変更する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料:150スイスフラン

(注) 名義人の電話番号、Eメールアドレス、通信のための宛先を変更する場合は、

WIPO のオンラインツール (eMadrid: <https://www.wipo.int/web/emadrid/>) の「Change Holder Details」から、または「Contact Madrid (<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>)」からオンラインで変更の請求することができます(手数料免除)。

5. 代理人の氏名(名称)又は住所(居所)の変更の記録に関する申請【MM10】

(1) 手続

代理人の氏名(名称)又は住所(居所)を変更する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

6. 代理人の選任【MM12】

(1) 手続

新たに代理人を選任する場合は、本様式により選任の手続を行うことができます。名義人が同じである場合、MM12の様式1枚で複数の国際出願又は国際登録の代理人の選任手続を行うことができます。

なお、国際登録出願(MM2)及び名義人変更(MM5)の申請において代理人を選任する場合は、それぞれの様式にて代理人を選任することができます。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 免除

7. ライセンスの記録の申請【MM13】

(1) 手続

指定締約国(留保国には認められない)に対する商品及び役務の一部又は全部のライセンスを登録する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：

177スイスフラン

(3) 効果

ライセンスは、

- ① ライセンシーの氏名又は名称
- ② 指定締約国又は指定締約国の一部域内
- ③ 商品及び役務の全部又は一部
- ④ ライセンス期間
- ⑤ ライセンスの種類(専用又は単独)

等を国際登録簿に記録することができます。

8. ライセンスの記録の修正の請求【MM14】

(1) 手続

国際登録簿に記録されたライセンスに関して、記録された事項を修正する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：177スイスフラン

(3) 効果

国際登録簿に記録されたライセンスの内容を修正できます。

9. ライセンスの記録の取消の請求【MM15】

(1) 手続

国際登録簿に記録されたライセンスに関して、記録された事項を取消す場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

国際登録簿に記録されたライセンスに関する内容の全部又は一部を取消すことができます。

10. 名義人の処分権の制限【MM19】

(1) 手続

名義人の処分権を制限する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

国際登録簿に記載された名義人の処分権を制限することができます。

11. 処理の継続の請求【MM20】

(1) 手続

出願人又は名義人が規則11(2)及び(3)、規則20の2(2)、規則24(5)(b)、規則26(2)、規則34(3)(c)(iii)並びに規則39(1)で規定された又は言及された期限のいずれかを遵守できなかった場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：200スイスフラン

(3) 効果

国際事務局は処理を継続するとともに、国際登録簿にこの事実を記録し、その旨出願人または名義人に通知します。

12. 記録(国際登録簿)の更正請求【MM21】

(1) 手続

国際登録簿に誤りがある場合に、国際事務局に対して更正(correction)を請求することができます。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 注意点

官庁に起因する誤りについては、官庁から更正を請求し、国際登録簿における記録の公表日から9ヶ月以内に国際事務局がその請求を受理しなければ、更正することができなくなります。また、出願人(名義人)及び代理人に起因する誤りは更正請求の対象となりません。

国際登録簿の誤りとされない場合や更正の効果等の詳細な内容については、「マドリッド制度に関するガイド」第II章の「国際登録の誤りの更正」箇所を御覧ください。

13. 名義人の一部変更起因する国際登録の併合の請求【MM23】

(1) 手続

国際登録の名義人が、名義人の一部変更の記録に起因する国際登録の併合を請求する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：免除

(3) 効果

必要な要件を充足していれば、国際登録の併合の記録がなされます。

14. 様式化されていない主な申請手続

代理人の選任の記録の取消し請求

[規則3]

国際登録簿における代理人の選任の記録を取り消す請求をすることができます。請求する書簡には、出願人、名義人又は代理人による署名又は押印が必要です。

また、WIPO が提供するオンライン・ツール

「eMadrid (<https://www.wipo.int/web/emadrid/>):Manage representative」から手続することも可能です。

新たな代理人が選任される時、及び、名義人の変更が記録される場合であって新名義人により新たな代理人が選任されないときは、国際事務局の職権により代理人の選任の記録が取り消されます。

当該請求の効果等の詳細は、規則3(6)及び「マドリッド制度に関するガイド」第II章の「代理人の選任」を御覧ください。手続の原則については、本章第1節も併せて御覧ください。

第4節 締約国の官庁に対する手続

以下の手続は、締約国の官庁を通して国際事務局へ行う手続です。これら手続を、国際事務局へ直接、又は、日本国特許庁(本国官庁)に対し行うことはできません。

1. 切替から生ずる事後指定【MM16】(欧州連合知的財産庁(EUIPO))

(1) 手続

国際登録が欧州連合において、取下げ、拒絶、失効等保護が受けられない時に、欧州連合の加盟国を指定した事後指定(通常の事後指定とは異なります。)に転換する場合に提出します。この書面はEUIPOへの直接提出となります。

(2) 国際事務局へ支払う手数料：

(基本手数料) 300スイスフラン+付加手数料+個別手数料
個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は、上記の付加手数料の支払は不要です。

(3) 効果

転換の申請が欧州連合商標規則により規定された期間内(取下げ、拒絶、失効等より3ヶ月以内)に出願された場合、国際登録日(又は事後指定日)と同じ出願日が与えられます。(優先権又は優先順位の主張も享受することができます)

2. 国際登録の分割の請求【MM22】(国際登録の分割にかかる締約国官庁)

(1) 手続

国際登録の名義人が、指定締約国に関して国際登録の分割を請求する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 177スイスフラン

(3) 効果

必要な要件を充足していれば、国際登録の分割の記録がなされます。また、請求書で明記された商品及び役務、並びに関係締約国を唯一の指定締約国とした分割国際登録簿が作成されます。

(4) 注意点

当該手続を日本国特許庁(指定国官庁)に対し行うことはできません。

3. 分割の記録に起因する国際登録の併合の請求【MM24】

(分割された国際登録に関する締約国官庁)

(1) 手続

国際登録の名義人が、分割の記録に起因する国際登録(分割国際登録)と分割元の国際登録(親国際登録)との併合を請求する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料： 免除

(3) 効果

必要な要件を充足していれば、国際登録の併合の記録がなされます。

(4) 注意点

当該手続を日本国特許庁(指定国官庁) に対し行うことはできません。